十　法第四十八条の五十五第一項の規定により必要な報告を求め、又はその職員に、指定登録確認機関の事務所に立ち入り、道路交通管理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

十一　法第四十八条の五十六第一項の規定により許可をし、及び同条第二項の規定により公示すること。

十二　法第四十八条の五十七第一項又は第二項の規定により指定を取り消し、同項の規定により登録等事務の停止を命じ、及び同条第三項の規定により公示すること。

十三　法第四十八条の五十八第二項の規定により公示すること。

第四十一条第二項に次の一号を加える。

二十六　車両制限令第二十条ただし書の規定により手数料の額を定めること。

（道路整備特別措置法施行令の一部改正）

第二条　道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表十六の項中「第四十七条の四、第四十七条の七第一項」を「第四十七条の十四、第四十七条の十七第一項」に、「第四十八条の四十九第二号、第四十八条の六十四」に改め、同表二十四の項中「第四十七条の八第二項」を「第四十七条の十八第二項」に改め、同表二十七の項中「第四十七条の五、第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十五、第四十七条の十八第一項」に改め、同表中三十七の項を三十八の項とし、三十六の項を三十七の項とし、三十五の項を三十六の項とし、同表三十四の項中「第三十号」を「第三十一号」に、「第三十二号」を「第三十三号」に、「第二十六号」を「第二十七号」に、「第二十七号」を「第二十八号」に改め、同表中三十三の項を三十四の項とし、三十二の項を三十三の項とし、三十一の項を三十二の項とし、三十の項の次に次のように加える。

三十一	第四十七条の十二第三項	道路管理者	道路管理者又は機構	道路管理者又は地方道路公社

第十五条第二項の表三の項中「第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七第二項、第四十七条の八、第四十七条の十一第一項及び第三項」を「第四十七条の十四、第四十七条の十七第二項、第四十七条の十八、第四十七条の二十一第一項及び第三項」に、「第四十八条の四十六から第四十八条の五十まで」を「第四十八条の四十九第二号、第四十八条の六十から第四十八条の六十四まで」に、「第三号及び第四号」を「第六号及び第七号」に改め、同表二十六の項中「第三十号」を「第三十一号」に、「第三十二号」を「第三十三号」に、「第二十六号」を「第二十七号」に、「第二十八号」を「第二十九号」に改める。

第十六条中「会社が」と」の下に「、同法第四十七条の十二第三項中「道路管理者」とあるのは「道路管理者又は機構」と」を加え、「第四十七条の八第二項」を「第四十七条の十八第二項」に、「第三十号」を「第三十一号」に、「第三十二号」を「第三十三号」に、「第二十六号」を「第二十七号」に、「第二十八号の」を「第二十九号の」に改め、同条の表四の項中「第四十七条の四、第四十七条の七第一項」を「第四十七条の十四、第四十七条の十七第一項」に、「第四十八条の五十」を「第四十八条の四十九第二号、第四十八条の六十四」に改め、同表十八の項中「第四十七条の五、第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十五、第四十七条の十八第一項」に改める。

（高速自動車国道法施行令の一部改正）

第三条　高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号ロ及び第二項中「第四十七条の七第一項」を「第四十七条の十七第一項」に改める。

第十二条の表三の項中「第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七第一項及び第二項、第四十七条の八第一項、第四十七条の十一第一項及び第三項」を「第四十七条の十四項、第四十七条の十四、第四十七条の十五、第四十七条の十七第一項及び第二項、第四十七条の十八第一項、第四十七条の二十一第一項及び第三項」に、「第四十八条の四十六から第四十八条の五十」を「第四十八条の四十九第二号、第四十八条の六十四」に改め、同表二十一の項中「第四十七条の八第二項」を「第四十七条の十八第二項」に改める。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第四条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四十七号中「第四十七条の九」を「第四十七条の十九」に改める。

（都市計画法施行令の一部改正）

第五条　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の三第一号中「第四十七条の八第一項第一号」を「第四十七条の十八第一項第一号」に改める。

（日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第六条　日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表第九条第一項第十一号の項中「第四十七条の五」を「第四十七条の十五」に改め、同表第三十条第一項第六号の項中「第四十七条の十一第一項」を「第四十七条の二十一第一項」に改め、同条第二項の表第四十一条、第四十五条第一項、第四十七条の五、第四十七条の八第一項、第四十八条の十一第二項の項中「第四十七条の五、第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十五、第四十七条の十八第一項」に改める。

附　則

この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

航空法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十二月八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百二十六号

航空法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）附則第一条本文及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

航空法等の一部を改正する法律の施行期日は令和四年三月十日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和三年十二月十日とする。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
防衛大臣　岸　信夫
内閣総理大臣　岸田　文雄